

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
7月21日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………一  
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………一  
○公告  
県営洗川地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………一  
○公安委規程  
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………二



### 山口県告示第二百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
中央薬局		岩国市今津町四丁目四番四号		令和五、五、一
平田孝丁目薬局		平田一丁目二八番二五号		〃

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人健全会	萩市大字吉田町	かねた訪問看護ステーション	萩市大字吉田町	令和五、五、一七
有限会社玉栄興	大字瓦町一	玉木病院訪問看護ステーション	大字瓦町四	〃
				三

### 山口県告示第二百一十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
立石区域	法第百四条第二号に掲げる漁業



### (一三五) 県営洗川地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営洗川地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類  
県営洗川地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

令和五年七月二十四日から同年八月十四日まで

三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月二十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の表第四条第一項の項の次に次のように加える。

第5条の3第1項	遠隔操作による通行の届出の受理
第5条の3第3項	届出番号等の通知
第5条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者からの報告又は資料の徴収及び遠隔操作型小型車の使用者に対する検査又は質問
第5条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示

別表第一の七十一の表第七十五条の二の二第一項・第二項の項の次に次のように加える。

第75条の12第1項	特定自動運行の許可
第75条の12第2項	申請書の受理
第75条の13第1項 〔運用〕 第75条の16第2項	特定自動運行計画の審査
第75条の13第2項 〔運用〕 第75条の16第2項	国土交通大臣等又は市町村の長からの意見聴取
第75条の15第1項 〔運用〕	許可の条件の付与

第75条の16第2項 〔運用〕 第75条の16第2項	許可の条件の変更又は新たな許可の条件の付与
第75条の16第1項 第75条の16第3項・第4項	特定自動運行計画の変更の許可 変更の届出の受理
第75条の17	許可した旨の公示
第75条の25第1項	特定自動運行実施者からの報告又は資料の徴収及び特定自動運行実施者に対する検査又は質問
第75条の25第4項	官庁、公共団体その他の者への照会又は協力の依頼
第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示
第75条の26第2項 〔運用〕 第75条の27第2項	監督行政庁からの意見聴取
第75条の27第3項	許可の取消しの公示
第75条の28第3項	仮停止に係る報告の受理
第75条の29	国公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理

別表第一の七十三の表第九条の九第二項第二号の項の次に次のように加える。

第9条の19第1項	許可証の交付
第9条の19第2項	許可証の再交付申請書の受理
第9条の21第2項 〔運用〕 第9条の23第2項	資料の徴収及び特定自動運行計画に必要な事項を定めることへの要求
第9条の22 〔運用〕 第9条の23第2項	知事等からの意見聴取
第9条の23第3項	変更の許可の通知、返納に係る許可証の受領及び許可証の再交付
第9条の25第3項	許可証の書換え
第9条の33	許可の取消し又は効力の停止の通知
第9条の38第1項・第3項	返納に係る許可証の受領
第9条の38第4項	許可証の返納に係る公示

趣 旨

この規程は、令和五年七月二十一日から施行する。

令和五年七月二十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁